

夕張市雇用促進助成金のご案内

新型コロナウイルス感染症等の影響により、離職を余儀なくされた方を新たに雇入れ、事業の継続・拡大を図る事業者に対し、雇用促進助成金を支給します。

1 支給要件

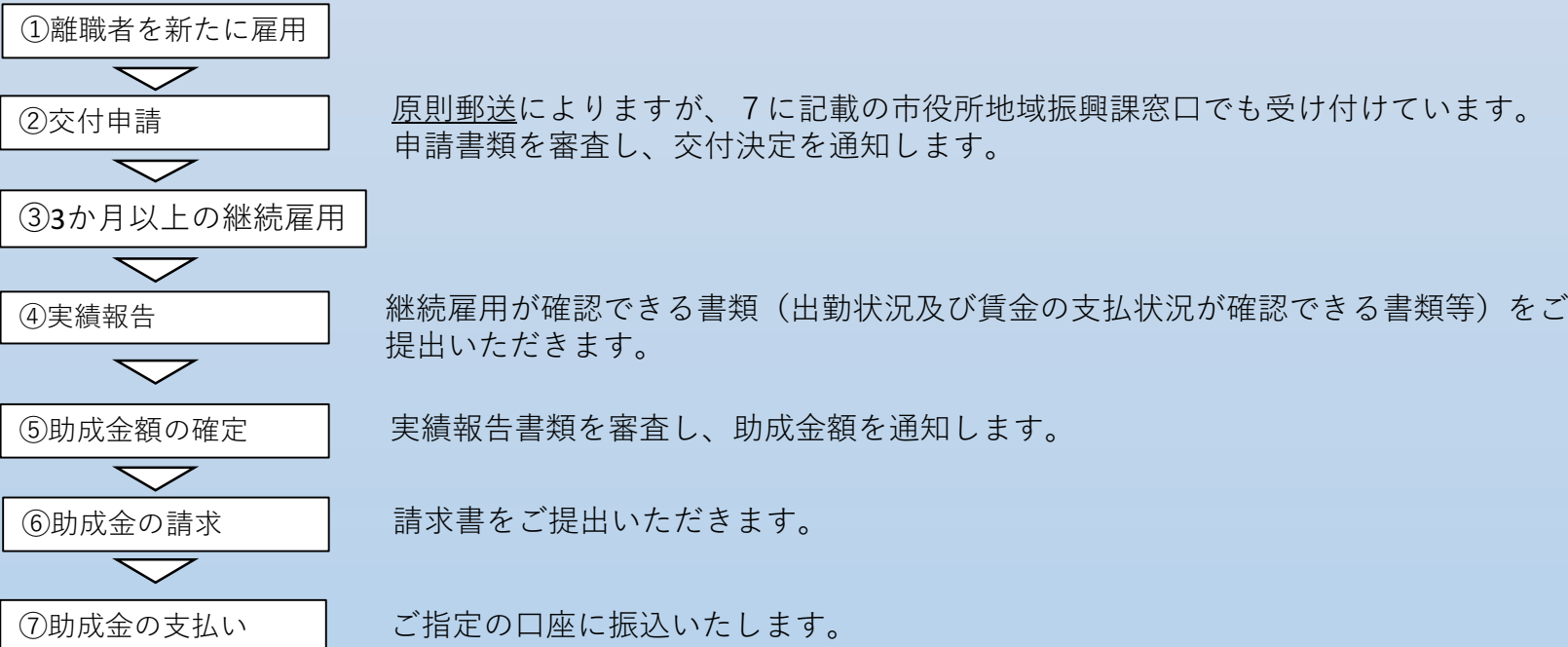
- 以下の全てに該当すること（主な要件の抜粋です。詳細は交付要綱をご確認ください。）
- 夕張市内に本社・事業所又は住所を有する中小企業者及び社会福祉法人、一般社団・財団法人、公益社団・財団法人、医療法人、特定非営利活動法人、協同組合、商工会議所であること。
 - 令和2年12月以降に離職した市内在住者を、令和3年2月1日から令和3年12月10日までの間に新たに雇入れた事業者であること。
 - 新たに雇入れた労働者を3か月以上継続雇用していること。
 - 新たに雇入れた労働者の1週間の所定労働時間が20時間以上であり、かつ雇用保険に加入していること。

2 助成額

- 正規雇用 1人につき50万円
- 非正規雇用 1人につき25万円

※雇用人数にかかわらず、助成額の上限は1事業者あたり100万円まで

3 手続きの流れ



4 留意事項

このチラシの記載事項は概要ですので、申請・実績報告前に必ず「夕張市雇用促進助成金交付要綱」をご参照いただき、対象要件や必要書類等をご確認ください。

※提出書類や要綱等については市HP又は市役所窓口（本庁及び南支所）、夕張商工会議所で入手できます。

5 本事業に関する市HP

<https://www.city.yubari.lg.jp/kurashi/shigoto/koyoshugyoshien/koyosokushinjosei.html/>

6 申請書送付先・問い合わせ先

夕張市地域振興課商工観光係
〒068-0492 夕張市本町4丁目2番地（4階）
TEL：0123-52-3128 FAX：0123-52-1054
E-mail：ybrsyo@city.yubari.lg.jp

夕張市 雇用促進助成金

検索